

名古屋北部民商ニュース

2018年3月12日(月)発行

No.271

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

婦人部に3名が加入!! 訪問して良かった!!



婦人部拡大行動 3名が加入

2月27日(火)午後から、坪井常任理事・三浦愛婦協常任幹事(守山東)と事務局で、守山の志段味地域の対象者3名を回って、3名加入の100%加入!!

2月の婦人部役員会で、守山地域を回ろうと計画し、事務局で、未加入者名簿と地図を準備し、志段味方面を訪問しました。

申告相談の時期ということもあり、ここ最近も顔を合わせたり、相談もしていることもあり、訪問先では、事前に郵送したアンケートや署名などを受け取り、婦人部の加入も即座にOK。

2名が増え、喜びに沸き、帰途につこうとしていると、

納税相談会を開催します

民商では下記の通り『納税相談会』を行います。所得税の納期限は3月15日(木)、消費税の納期限は4月2日(月)です。

納期限までに完納することができない場合は、『滞納』となり、売掛金や生命保険などの『差押』処分が行われることになります。

納付できない理由を明らかにし、生活と営業を続けながら納付することが必要です。

納期限までに納付ができない方は必ず、参加しましょう。

= 納税相談会 =

日時：3月23日(金)

午後2時～

場所：民商事務所・3階

坪井さんが、未訪問の対象者に引っかけ「Sさん?その人は昔、北区で、一緒に学童をやっていた人だと思っ」と車をウターンして、訪問すると、その奥さんが玄関に出て、数十年ぶりの対面で、懐かしい話も飛び出し、この日、3人目の拡大・加入成果となりました。

署名、アンケート届く

56条廃止署名、増税反対署名、3千万人署名とアンケートなどたくさんの方の婦人部員から届いています。

引き続きご協力をお願いします。

架空請求にご注意を!!

数人の会員さんから、「請求のハガキが届いた」と、問い合わせがありました。

そもそも「消費料金」は存在しません。また、正式な裁判手続きによる書類はハガキで届くことはありません。

『詐欺』ですので、絶対に連絡はしないように!!

心配な場合は民商へ相談を!!

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(わ)298 裁判取り下げ最終期日を過ぎて訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び財産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護のため、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年3月12日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター
東京都千代田区霞が関2丁目1番9号
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-5830-6410
受付時間 9:00~20:00(日、祝日を除く)

「3・13 重税反対全国統一行動」

西区集会(昨年と会場が違います)

日時：3月13日(火) 午後1時30分～

場所：西生涯学習センター・視聴覚室

住所：西区浄心1-1-45 電話：532-1551



「3・13 重税反対全国統一行動」

北区・守山区集会

日時：3月13日(火) 午後1時30分 開会

場所：鳩岡ホール(鳩岡の家・3階)

住所：北区鳩岡1-1-5 電話：911-0055

※ 守山区からの「無料送迎バス」は、12:30に守山区役所を出発します。(要予約)

